



戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容：「三宮自由市場」の事例を中心に

村上, しほり
梅宮, 弘光

(Citation)

神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要, 4(2):69-81

(Issue Date)

2011-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81002985>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81002985>



戦後神戸におけるヤミ市の形成と変容

—「三宮自由市場」の事例を中心に—

The Formation and the Transformation of the Black Market in Kobe after World War II

— The Case Study of the Sannomiya Jiyu Ichiba —

村上 しほり*

梅宮 弘光**

Shihori MURAKAMI *

Hiromitsu UMEMIYA **

要約: ヤミ市は、戦災復興期の日本における生活再建と都市復興の胎動の集約現象のひとつである。そのヤミ市から「マーケット」や商店街が派生していく過程は、行政、警察、進駐軍といった公的権力と、戦後日本社会の特殊事情を背景にもつ民間諸集団との間に生じたポリティクスの、都市を舞台にした空間的表象にほかならない。本稿では三宮のヤミ市を事例として、『神戸新聞』の1945年8月15日から1947年6月30日までの全紙面に対する分析と検討を通して、ヤミ市の発生から解消までの軌跡を追った。

1945年9月、高架下が発生したヤミ市は、翌年にかけて路上バラック店舗群へと拡大し「三宮自由市場」と称された。同年11月に始まる県の出荷規制は抜本的な効果をなせず、商人の組織化による自治的統制が図られた。拡大を続ける三宮自由市場に対して、1946年8月から9月にかけて大規模撤去が行われた。この目的は交通妨害・治安維持・土地不法占拠の解決であった。撤去対象となった南側舗道上・緑地帯内にみられた路上店舗群は分散して集団移転を行い、複数のマーケットが形成された。このマーケット化の代表的な事例として、国際マーケットの形成、高架下における店舗の形成プロセスを明らかにした。

キーワード: 戦災復興期 都市環境 闇市 ヤミ市 自由市場 高架下 不法占拠 露店

序

本研究は、終戦直後の神戸に出現した「三宮自由市場」の形成と変容について、当時の『神戸新聞』の分析・検討を通して明らかにするものである。

「三宮自由市場」とは、省線三ノ宮駅から元町駅間、約1.5kmの高架下・南側舗道・緑地帯に広がる屋台・露店・立売商人群からなるヤミ市である。一般に闇市とは統制違反の商行為を指すが、戦後統制経済の政策的混迷もあり、その商行為が真に「闇」か否かを峻別することは困難である。一方当時の新聞等には「闇市」「ヤミ市」の表記が混在しており、さらに「青空市場」「街頭市場」「自由市場」という表記もみられる。こうした現象はいわゆるヤミ市に対する世間の視線が錯綜していることの表象とみることができよう。この点については1-3で論じるが、本稿では混乱を避けるために引用を除いて「ヤミ市」という片仮名表記で統一したい。

「三宮自由市場」は、1945年9月中旬の出現以降、行政の出荷規制を受け、流動的に取扱い品目・規模・範囲を変えた。1946年8月1日に「八・一肅正」と呼ばれた全国的なヤミ市取締りが行われたが、兵庫県では商人と行政との対立の解消に向けて協議が重ねられた。その結果、総体としての三宮自由市場はいくつかに分散し、段階的な移転を経て「マーケット」の形成を果たした。ここで「マ

ーケット」とはすなわち、既存の公設・私設市場とは異なる新設市場を指し、他地域からの集団移転と本建築店舗群の建設を伴うものとする。

また、「南側舗道」とは現在の県道21号神戸明石線の省線三ノ宮駅から元町駅間を指す。同地域は神戸市の都市計画事業における「中央幹線」（脇浜町3丁目から須磨区須磨本町2丁目を結ぶ総延長約10.8kmの道路）の一部である。1966年から1978年度に行われた三宮地区市街地改造事業において、三宮センター街北側の整備に伴う中央幹線（延長340m）の拡幅整備が行われた¹⁾。しかし、戦前は市電軌道が敷設された南北通りである瀧道（現・フラワーロード）によって三宮交差点で分断され、同交差点以西には複数の緑地帯もあって遊歩道や馬車道としての性格が強かったといわれる²⁾。省線高架橋の南に位置することから「南側舗道」や「南歩道」と呼ばれた。

従前、戦災復興過程における都市環境変容に関しては、都市計画分野において一定の研究蓄積があるが、ヤミ市とその変遷に関しては十分とは言えない。先駆的研究として、池袋や新宿を対象とした松平誠によるもの³⁾や、広島の前を対とした石丸紀興によるもの⁴⁾があるものの、神戸を対象としたものは見当たらない。『神戸市史』では、もっぱら行政側の視点から捉えられており、当時の

* 神戸大学大学院人間発達環境学研究科博士課程前期課程

** 神戸大学大学院人間発達環境学研究科

(2010年9月30日 受付)
(2011年1月7日 受理)

【表 1a】 『神戸新聞』(1945 年 8 月 15 日～1947 年 6 月 30 日) に掲載された「三宮自由市場」関連記事一覧(発行日は西暦・月・日を固定長で表記)

発行日	記事見出し	記事トピック										関係者・関係組織
		開市 ヤミ市	街頭市場	自由市場	露店 露天商人	民族 国籍	土地 交通 道路	警察 取締	行政 指導	業者組織 活動	盛り場 様相	
19450917	盛り場の明暗二重奏 法外な鰻頭を売る間商人 日毎に人波も増へ活気付く	●			●	●					●	間商人
19450917	五円の鰻頭が十銭 近頃気持よい街の風景	●				●					●	中華民国人
19450922	買手も自粛しよう 間の立売商人に当局取締り手段 小杉県経済保安課長談	●			●				●		●	県経済保安課
19450929	三宮の間市場一掃	●							●			生田署
19451006	高架下の間商人を追放	●			●		●	●				生田署
19451023	三の宮の間市場を一掃	●			●		●	●				生田署
19451024	三切れ五圓の蒸し蕎に體刑 小市民生活を紊す間商人を厳罰	●							●		●	検事局
19451031	あすから蓋開け 三宮「新楽街」									●	●	新楽街
19451102	洋食は七圓から 高架下の新楽街まづ五軒店開き									●	●	新楽街
19451127	間市に初の大手入れ 大物 風を喰ふ -MP と協力今後も抜打ちに	●			●		●	●	●		●	生田署 進駐軍
19451204	明朗自由市場へ 業者で特定地決定			●		●	●		●	●		日本人 支那人 台湾人
19451205	警官と衝突 三宮の街頭市取締りで紛争			●		●	●	●		●	●	生田署 路傍商人
19451207	邦人は元町で 三宮街頭市の地割決る			●	●	●	●		●	●		四カ国業者代表 警察署長 MP
19451209	【街頭市場】営業区へ移転 進駐軍から要請			●					●	●		華僑総会 台湾省民会 朝鮮人連盟 神農会等幹部 30 数名 進駐軍 警察署長
19451215	明朗自由市へ 業者の手で自粛			●		●				●		神農会
19451219	繁盛する街頭市場 人気は飯屋 ないものなし 景気とり戻さる見物客もまぜつて雑沓の三宮			●							●	
19451229	朝鮮人自由商人連合会結成				●		●			●		朝鮮人自由商人連合会 台湾省民会 神農会
19451231	悪意の昭和廿年さらば せり上った街頭市場協燥曲			●	●						●	
19460110	ハッタリ賭博へメス 生田署乱入の暴徒を断乎撃退	●					●	●	●			生田署 進駐軍
19460117	進駐兵のカウベ素描 自由市場とガール・フレンド				●						●	
19460126	驛の店に退去の旋風 主要道路上でも罷りならぬ	●				●		●	●	●		県警察部 米第 31 軍政部
19460128	明朗自由市場の建設 新秩序にもひと肌 台湾商人日本商人にも協力				●	●	●			●	●	台湾省神戸青年隊 隊長・林徳仕 自警団長・陳綿銅
19460130	車馬通行を禁止 三宮から元町の高架下			●				●	●	●		進駐軍 県警察部
19460131	” 国籍 ” の如何にかかわらず日本警察の法令を遵守せよ 進駐軍布告貼出し駅も治安維持に一役					●	●	●			●	進駐軍
19460208	神戸の自由市場 日本一大繁昌 神戸市民七十人に一人は関係者 食べ物屋が断然圧倒				●	●	●				●	
19460216	【自由商人気質】 ” 好かれる自由市場 ” 量目も勉強、勿論品質にも吟味				●	●					●	
19460217	「預金封鎖」と街の影響 間屋に大打撃 一時的物価昂騰の恐れ	●			●					●	●	
19460218	モロが「當」街の横顔 五円餅さっぱり 古着屋も大気迷ひの思案顔 高級料理は休業の他なし	●			●					●	●	
19460219	モロ旋風は反省の強打 雄々しく勤労転換 若き日本の生きる道【露天商人の叫び】			●	●				●	●	●	神農会
19460221	【自由市場十円時代】 ケーキ二十円 ぱったり消えた ” ぜんざい ”			●	●				●		●	
19460225	自由市場の ” 生きる道 ” は 混乱のうちに転換のきざし動く			●	●	●			●	●	●	神農会
19460227	特殊の措置を要望 朝鮮人連盟 新門の間を監視			●		●			●	●		朝鮮人連盟
19460304	うかうか使へぬ新門 メッキり淋れた自由市場【新門生活第一日】			●	●				●		●	新楽街
19460309	【新門百円の自由市場】 客足が少く値下り気味 また候出したためし物類			●	●				●		●	
19460310	【自由市場】 幾分取戻した賑ひ 法度の主食類も依然出る			●	●				●	●	●	生田署
19460313	断乎めし屋を検挙 押収のパンはヨイコに配給			●	●				●		●	生田署
19460318	やれるか新門 ” 五百円生活 ” 一向に下らぬ間値 自由市場は再び旧円時代の殷盛			●	●				●		●	
19460324	【新門と自由市場】 相変わらず繁昌 全国から集ふ商人群			●	●	●			●		●	
19460401	けふから消えるこの姿			●	●						●	
19460416	【主食販売動向】 自由市場に手入れ 武装警官四百 MP も応援			●	●			●	●		●	生田署 県警察部 MP
19460417	押へたお米三石三斗三升 興味ある自由商人の身元調査			●	●	●		●			●	県警察部 MP 防犯課
19460417	あす店開き 引揚者の食堂									●	●	在外同胞援護会近畿支部 引揚者 復員者
19460421	露天商として更生 華中引揚者に援護の手			●	●				●	●		華中引揚兵庫県人互助会、県厚生課
19460424	【自由市場】 またも肅正の大嵐 検挙数九十九件、悪質者は送局 明朗化へ今後も継続する			●	●	●		●	●		●	県警察部、生田署 MP
19460424	正しい商人の迷惑を考慮 非常に鮮やかな検察陣の手並			●	●				●		●	
19460428	生田区高架下の火事			●						●	●	新楽街
19460505	【明朗自由市場へ】 禁制品外も取締る 進駐軍も協力漸次強化	●		●	●			●	●		●	県経済防犯課、県警察部
19460512	【主食】 自由市場から追放 専任警官を配置し検挙追放			●				●	●		●	県経済防犯課
19460514	三宮自由市 業者の協力を要望 警官を常駐せしめ肅正へ			●	●	●		●	●	●		生田署 神農会 松明会 台湾省民会 華僑総会 朝鮮自由商人連盟
19460515	国境越えて商組を 三宮自由市場に国際総商組			●	●	●	●			●	●	国際総商組合 神農会 松明会
19460516	三宮自由市場 取締隊が初の出動 禁制品に肅正のメス			●		●		●	●		●	朝鮮自由商人連合会 生田署 県防犯課
19460523	捗らぬ自由市場朗化 今後違反者は送局			●	●			●			●	生田署

【表 1b】 『神戸新聞』(1945 年 8 月 15 日～1947 年 6 月 30 日)に掲載された「三宮自由市場」関連記事一覧(続き)(発行日は西暦・月・日を固定長で表記)

発行日	記事見出し	記事トピック										関係者・関係組織
		開 業 ヤ 市	街 頭 市 場	自 由 市 場	露 店 露 天 商 人	民 族 国 籍	土 地 交 通 道 路	警 察 取 締	行 政 指 導	業 者 組 織 活 動	学 校 様 相	
19460606	高架下の自由商人らが納税組合			●	●	●				●		松明会 神農会 朝鮮自由商人連合会
19460607	明るい自由市場へ前進 流血事件も思ひ出 今ではガッチリ国際市場へ			●	●	●				●	●	新家街 神農会 松明会 朝鮮自由商人連盟 国際総商組合 (南星会)
19460616	きれいにさっぱり大掃除 自由市場に明るい太陽			●	●	●				●	●	国際総商組合 県衛生課
19460620	三宮ガード下の手入れ			●	●		●	●			●	生田署 在外同胞援護会
19460622	立派な公衆便所			●					●	●	●	市民政局 国際総商組合 松明会
19460722	県下五都市の自由市場 売食にふえた古着屋			●	●						●	
19460730	【自由市場】不当な弾圧はせぬ 業者の理解で円滑に			●	●	●		●	●	●	●	県警察部
19460801	お目こぼし?の白飯 凄惨な人波 闇市場 “最後の日”の表情	●		●	●	●					●	
19460801	徹底的に取締り 新発足の自由市場に			●	●	●	●	●	●			県経済防犯課 生田署 県警察部
19460802	闇を返上 明朗市場発足の朝 屋台の上で日和見 類焼いた禁正品 取締警官、監察隊も拍子抜け	●		●	●	●		●	●	●	●	県経済防犯課 県警察部 生田署
19460803	動向を厳重監視 三宮自由市場の肅正第二日	●		●	●	●		●	●	●	●	警官隊 監察隊 生田署 国際総商組合
19460804	どうするか?逆戻りの闇市 “警報”合間に雲がくれ 主食もある 煙草もある	●		●	●	●		●			●	取締隊
19460804	用意あり第二の手段 場合によっては完全閉鎖も			●	●			●	●		●	県警察部
19460805	【自由市場】旧に倍する大繁昌 たが当局の出方注視			●	●	●		●		●	●	国際総商組合
19460809	【自由市場】明朗市場は望み薄か 一向に配給はふえぬ こんな肅正では市民は迷惑	●		●	●	●		●		●	●	生田署
19460813	自由市場に抜本対策 業者を招致 当局の意向表明			●	●	●			●	●		県警察部 国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 神農会 松明会 神戸華僑総商組合 台湾省民会 新家街 知事
19460814	二十日限り撤去 交通に支障の三宮市場の一部			●	●	●	●		●	●		業者 7 団体 県警察部 知事 進駐軍
19460815	該当店舗に撤去を通告 自由市場の取締り			●	●	●	●	●	●	●	●	生田署 国際総商組合
19460820	新移転地域を決定 自由市場の撤去店舗			●	●	●	●		●	●	●	国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 生田署 松明会
19460821	二十三日まで延期 三宮自由市場の引越し			●	●	●	●		●	●	●	国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 県警察部
19460824	【自由市場の移転】エッサエッサの引越し風景 警察トラックも出動 円滑に進む			●	●	●	●	●	●	●	●	国際総商組合 朝鮮人自由商人連合会 生田署
19460825	続いて “持込み”を完封 三宮自由市場撤去後の取締り	●		●	●	●	●	●	●			生田署 県経済防犯課
19460825	【移転の自由市場】国際マーケットとして再発足へ	●		●	●	●	●			●	●	朝鮮人自由商人連合会
19460906	あすから責任制 法をかせば組合の手で 業者の弁			●	●	●	●		●	●	●	松明会 国際総商組合
19460907	月末までこきめる 闇市閉鎖するかどうか 古山警察部長語る	●		●	●	●		●	●			県警察部長
19460910	存続の意味なし 解散論も出たが指示あるまで自重 国際商組		●	●	●	●	●	●		●	●	国際総商組合
19460914	明朗市場へ 闇市は変貌する 内部からわき上る逞しき意欲			●	●	●				●	●	国際総商組合 松明会
19460918	露天業者、許可制に 禁止地区を明らかに 禁止品目を追加 けふ施行			●	●		●	●				(露店営業取締規則)
19460920	露天の新取締規則 協力出来ぬと退場 生田署の懇談会に三宮市場の業者が			●	●	●	●	●	●	●		生田署 国際総商組合
19460921	取締りの責任は業者各自で 国商解散を延期			●	●	●				●	●	国際総商組合
19460924	露天取締りに全面的援助 シュミット中佐 業者の自覚を強調	●		●	●	●		●	●		●	進駐軍 県警察部
19460924	急告 朝鮮自由商人連合より			●	●	●	●				●	朝鮮自由商人連合会
19460925	天下ご免? “最後の日” きのふ三宮自由市場の表情	●		●	●	●			●		●	
19460926	廿八日から本格的取締り 依然禁制品もある自由市場			●	●	●	●	●				生田署
19460929	露天肅正始まる “神戸名物”に終止符 三宮へ警官隊千五百名出動!	●		●	●	●	●	●	●			県警察部 神戸地方検事局
19460930	徹底的取締りにも依然逮捕者続出 肅正 第二日の三宮自由市場	●		●	●	●	●	●	●		●	生田署 神戸地方検事局
19461001	残るのは高架下の干軒 三宮の露天へ更に立退き命令			●	●	●	●	●	●			県取締本部
19461001	五十件を送局 三宮の取締り			●	●	●		●				取締隊
19461002	淋しい自由市			●	●	●	●	●	●		●	取締隊 消防署
19461006	闇市の肅正は成功 本省防犯課長が視察に来神	●		●	●	●	●	●				内務省防犯課
19461007	生田署の留置場は超満員 三宮自由市に徹底的な肅正の大嵐	●		●	●	●		●	●	●	●	県警察部 生田署
19461014	【その後の自由市場】手薄に乗り間屋蠢動 次第に場末へ散在傾向	●		●	●	●	●	●	●			取締隊
19461019	これではお得意を奪はれる 高架下に建築を急ぐ連鎖店舗	●		●	●	●	●			●	●	
19461109	今後は同歩調が必要 大阪府議一行 三宮自由市視察	●		●					●			大阪府議
19461113	三宮駅で百人 葺合署が主食の持込み取締			●	●			●				葺合署 食糧営団
19461121	緑地帯の店舗問題一応解決			●	●		●		●		●	
19461126	明るくなった三宮自由市場 いまでは完全に闇市の汚名返上	●		●	●	●			●		●	県経済防犯課
19470208	主食消ゆ! 二・七肅正 拍子抜けの “本日休業” こつそり裏街の寒じよう			●	●	●		●	●			生田署
19470208	必ず営業を停止 違反者は徹底的な厳罰で	●		●	●			●	●			県警察部 連合軍総司令部
19470209	ご用聞きの新出現 二・七肅正がえがく街の表情	●		●	●	●			●		●	
19470209	朝鮮人商業経済会披露会			●	●	●				●		国際マーケット 朝鮮人商業経済会
19470215	左様なら三宮自由市場 元の緑地帯に還る 分散最後の難関もようやく解決			●	●	●	●			●	●	国際総商組合 華僑総会
19470224	生田署管下に国際古物商組合			●	●					●	●	国際古物商組合
19470315	取締りごとによるヤミ値 倒すまでやる気か 検挙のお手なみに期待の眼	●						●	●		●	県経済防犯課
19470329	国際商店街を結成									●		国際商店街
19470331	“春の旋風”増加所得税 新円一億円級が六人 三宮自由市場の税額三百万円			●	●	●			●	●		神農会 露友会 国際総商組合 税務署

ヤミ市の内的変化に対する関心は薄い。一方、回顧談に代表される記録⁵⁾は貴重かつ有効な証言ではあるが、曖昧さや偏りは否めない。

そこで本研究では、新聞報道を詳細に調査し、ヤミ市をめぐる民間勢力と行政・警察・GHQといった当時の公権力との相互関係を検討して、「三宮自由市場」の形成と変容の軌跡を明らかにしたい。

本研究の主たる調査対象である『神戸新聞』は1898年の創刊から今日にいたる地方紙だが、1945年3月の神戸大空襲によって本社を全焼し死傷者を出すも休刊することなく戦中・戦後の神戸の現況を伝え続けた。行政による復興計画・制度改革や進駐軍の命令に関する報道も多々見受けられる一方で、ヤミ市や物資の流通問題、露天商人として暮らす市民の生活状況についても多くの言及がなされており、三宮地域におけるヤミ市の動向が神戸市民の生活に密接した問題であったこと、多くの関心が寄せられていたことが察せられる。したがって、戦災復興期の神戸市における都市環境形成を通時的に捉えようとするとき、『神戸新聞』は適切かつ有用な資料である。

調査として、『神戸新聞』1945年8月15日から1947年6月30日までの全紙面を通覧し、三宮自由市場における人びとの動きを報じた記事として全108件を抽出した。これらをトピック毎に分類し、時系列で整理した。【表1a】【表1b】これによって、三宮自由市場というヤミ市と、ここから派生した「マーケット」の形成と変容の実態を明らかにする。加えて、神戸におけるヤミ市取締りと多様な商人との相互作用が、都市をどのように変容させたのかを分析する。また分析に際しては『大阪毎日新聞』⁶⁾、神戸市史⁷⁾、空中写真⁸⁾、住宅地図⁹⁾を参考とした。

本研究の構成は次のとおりである。第1章では、三宮自由市場の形成過程における配給制度・食糧事情といった社会状況の影響、ヤミ市形成の主体である商人たちの営為、新聞紙上での扱いの変遷を検討する。第2章では、三宮自由市場における多様な商人の組織化と県警の取締りとの連関を明らかにする。第3章では、新聞紙上で日本一と評された三宮自由市場が、全国的に激しくなるヤミ市取締りの影響によって分散し、発展的解消という形で「マーケット化」する様相を明らかにする。

なお、以下の本文中でカッコ内に記した日付は、典拠とした『神戸新聞』を発行日によって示すものである。

1 「三宮自由市場」形成と背景

1-1 1945年8月から12月の配給・食糧事情

終戦後まもない1945年秋は不作の年であった¹⁰⁾。同時に、戦中から続いた統制経済は敗戦により混乱する社会状況下で、制度は存続していたが機能は不全であった¹¹⁾。戦後、疎開から戻る人びと、海外から復員・引揚げで帰国する人びとによって増え続ける都市部の人口に対し、農村では生活防衛のために供出に応じない事例が相次いだ¹²⁾。このため都市では配給が滞り、深刻さを増す食糧難によって、目下いかにして食べていくかが最大の関心事になった。全国的に多々見られた遅配・欠配は神戸市では起こらなかったが、食糧危機は深刻で、市民のデモ行進や餓死死体がみられた¹³⁾。また、改善されない流通事情に対する都市民の不満は募り、敗戦による警察力の低下も相俟って、衣糧の闇取引は急増し、統制違反はなかば公然と行われるようになった。

そもそも経済警察は戦局の深まりのなかで、軍需生産の増強拡充のための国家統制と統制違反取締りを目的に1938年8月発足したもので、統制違反(闇取引)の摘発を行った。しかし、戦後の統制違反には食糧事情のみならず、民族問題や失業問題など多様な要因が絡んでいたため、問題は闇取引摘発に止まらなかった。

在留外国人の定まらない処遇は警察の変則的な対応を引き起こした。神戸市においては中国人の饅頭の立売り商人が「主体」とまで言われたほど多かったことや¹⁴⁾、台湾人・朝鮮人によるヤミ商人の多さや両者の対立も大きく影響した¹⁵⁾。

ヤミ市に代表される、都市に蔓延する法治の不徹底は国家をもつてしても解消できず、やむを得ず兵庫県経済保安課が打ち出したひとつめの策は、業者代表者・責任者の出頭を求め、期限付きで自粛・立退きを要請するという方法であった¹⁶⁾。また「阪急三宮駅から省線元町駅間の高架下は目下内外人向の歓楽商店街とすべく鋭意工事を急いでいるが、この高架下には従来多くの露天商人が商売を営んでおり、工事の進捗をさまたげている点も少なくなく」(1945年10月6日付)という報道からは、高架下に溢れかえった露天商人の不法占拠を早急に解消するため、本建築店舗の新規建設を進めるという方法がとられたことが推察される。

1-2 三宮における闇市の発生と拡大

深刻化する三宮自由市場における法治の不徹底を改善するべく、露天商人組織の結成、次いで自主統制の促進が行われる。食糧・物資不足の世相から、各地の都市において統制経済の隙をかいくぐるヤミ市が出現し、主食・生鮮食料品・日用雑貨・古着等を販売する商人は日を追うごとに増加した。特に三宮におけるヤミ市は、新開地など市内他地域のヤミ市よりも、生鮮食料品の販売が多数を占めていたと伝えられる¹⁷⁾。

1945年9月中旬、三宮のヤミ市が生じたとみられる¹⁸⁾。その初期状況を伝える記事¹⁹⁾において、薄暗いガード下に立ち「中華饅頭」「揚げ饅頭」を1個5円で売る中国人の老婆や娘といった商人群は、全国の例に洩れず「闇市」と称された²⁰⁾。同年10月末から11月にかけて、そうした商人は急増し、ヤミ市の規模・範囲は拡大した。

10月末には「闇市に近く大鉄槌 検察陣が大規模な準備 飲食店も取締れ 抜本的な対策を要望」(1945年10月29日付)として、この数日急激に増えた食糧闇売りが問題化していることが報じられている。ここでは「大阪における連日の検挙で姿を消した闇売りが神戸に流入した影響だと見られてゐるが、それにしてもその雑踏ぶりは言語に絶する無軌道ぶりを発揮してゐる」(1945年10月29日付)というように、神戸市内における商人の増加の背景には、大阪の厳しい取締りの影響があったことがわかる。また、この商人増加には、1945年9月18日に政府が生鮮食料品の公価制を解くとの予告を発したことが影響しているとみられる²¹⁾。実際に解いたのは同年11月20日であったが、このタイムラグは全国に先駆けて生じたと報じられた神戸の闇市を助長する契機となったと考えられる²²⁾。

11月には、ガード下のみならず省線高架橋南側舗道や緑地帯という屋外での商売が始まった²³⁾。これは11月1日に開店した「新楽街」の影響とも考えられる。新楽街は路上の露店群が増加するなか三宮高架下に新設された本建築店舗の飲食店街であり、統制価格を遵守するため安さは露店に劣るものの、座って清潔な食器で食事で

きることから露店とは一線を画した営業であった²⁴⁾。このような高架下への店舗建設や整備によって、高架下に収容できる露天商人数は減り、ますます南側舗道の路上店舗が増えたとみられる²⁵⁾。この時期にはすでに、市内他地域のヤミ市は収束していたようである²⁶⁾。その反面、省線三ノ宮駅西南十字路から元町駅西口までにかけてのヤミ市には民族・国籍を問わず多様な商人群が集中しており、高架下に始まったヤミ市は、南側舗道上において、立売から露店、屋台といった仮設店舗による営業がみられるようになった²⁷⁾。

また、省線三ノ宮駅に着く車両は常に込み合い、大阪方面からの買い出し部隊や、地方から農作物を持ち込む人びと、闇ブローカー、疎開先から帰る人びと等々によって溢れ返っていたという²⁸⁾。電車から降りると瀧道を西へ越えた地点から西方へ1.5kmにわたって三宮ヤミ市が広がり、同地でのさまざまな取引を目的として来神する商人たちが多くみられた。交通網の復旧が途上にあった時期においては省線三ノ宮駅を利用する商人が多く、その混雑ぶりは「交通地獄」ともいわれたが、後に省線を拠点とした取締りが厳しくなるにつれ、阪急電鉄や阪神電鉄を利用したり神有鉄道を經由して三宮へ向う商人たちも増えたという²⁹⁾。省線三ノ宮駅付近に着いた彼らは目的である取引を済ませ、ヤミ市のなかを商品を物色しながら西へと歩き、元町駅か神戸駅でまた省線に乗り各地へ帰るという道筋をとったと考えられる。

1-3 『神戸新聞』におけるヤミ市呼称の変遷 ―闇市・街頭市場・自由市場

三宮のヤミ市は、1945年9月17日付『神戸新聞』で初めて「闇市」と称されたのち、1945年12月には上述の状況を指して「街頭市場」と表現されるようになった³⁰⁾。ほぼ時期を同じくして「自由市場」という呼称も現れる³¹⁾。「街頭市場」という呼称は1945年12月5日から12月31日の期間内に6件みられたが³²⁾、これ以降は使用された形跡がない。反面、「自由市場」は同年12月1日に初めて使われ、12月中の紙面では5件みられた³³⁾。

警察、県当局、GHQといった行政の取締を伝える記事、同月行われた区域移転に関連する記事では「街頭市」「街頭市場」と称された。しかし、露天商人を主体とした今後の方針を伝える記事では「自由市場」と称されている。こうした紙上における呼称の並存は、行政と商人のどちらの営為に軸を置いて報道するのかというまなざしの差異を反映している。

この点については、元神港新聞総務の桐山宗吉が1949年9月1日発行の『兵庫春秋』における、「座談会:国際自由市場今昔語る」の中で以下のように述べている。「自由市場の幹部が我々はヤミ市という名を消したいから、新聞もヤミ市は犯罪の温床だなどと書き立てるのは止めてくれと抗議して来た。(中略) 話合いの上記者を探訪にやつたところ"いいように書かぬと後でコワイぞ"と脅されて帰つて来た」³⁴⁾。

神戸新聞でも、「自由市場」という表記を使用し始めた1945年12月以降の紙面には「闇市」という表記はみられなかった³⁵⁾。このように、神港新聞、神戸新聞ともに1945年12月を境に、違法性を連想させる「闇市」という表記から「街頭市場」さらには「自由市場」というように、より明るいイメージを喚起する表記へと段階的に変化したと言える。そして1945年12月末、「悪魔の昭和廿年さらば せり上つた街頭市場協燥曲」(1945年12月31日付)の記

事本文で二つの表記が同時に使われたのを最後に、1946年1月からは「自由市場」で統一され³⁶⁾、神戸市内外で定着した。その間には行政による度重なる取締りや撤去命令を受けたが、その都度、商人による自治的な解決や部分的な移転を行いながらも存続し、完全に消滅することはなかった。

本研究においては、『神戸新聞』紙上で扱われた三宮地域におけるヤミ市を検討対象とするため、紙面上で最も多くみられた「三宮自由市場」を用いることとする。

2 「三宮自由市場」における商人の様相と組織化

ヤミ市として殷盛をきわめる三宮自由市場内には、多種多様な立場の人間が集まった。発生当初の1945年9月には中国人の饅頭売りがその代表だったが³⁷⁾、11月にはすでに台湾人、朝鮮人、日本人も参入しており³⁸⁾、急速に膨張した露店群における民族間の対立、行政による取締りとの衝突が多々みられた³⁹⁾。こういった集散状況において、場代をとって一定範囲を統括しようとする組織が現れた。戦前から続く露天商組織である「神農会」が、戦後もいち早く、場代や適正価格の設定を行い、商人たちを管理下に置こうとしていたことは、『神戸新聞』紙上において、1945年10月から度々報じられた⁴⁰⁾。

ほかにも、業者を取りまとめて警察と交渉する新たな商業組合が次々と組織されたが、それらの結成時の基盤の一つは民族団体である。終戦後の混乱する社会状況下で在留外国人は、日本国内における未確立な立場への対応として相互の結びつきを強めていった。1945年9月17日付から1947年3月31日付までの『神戸新聞』紙上に登場する三宮のヤミ市における「露天商人」を扱った記事数は86件みられ、このうち「在留外国人」に関連するものは39件、約半数であった。また「警察の取締り活動」を報じるものが49件、「商人の営為・組織化」に言及したものは46件とほぼ同数である。ここからは、露天商人群における在留外国人の役割の大きさや、公権力と民間商人の活動のヤミ市における交互性が窺われる。

同期間において紙上に現れる在留外国人団体は、華僑総会、台湾省民会(台湾省神戸青年隊)、朝鮮人連盟である。以下では、これらを基盤とした商業組合と、日本人露天商たちを統括した組織について述べる。

終戦直後からしばらくのあいだ、日本に在留する中国人、台湾人、朝鮮人は、進駐軍向けの売店であるPX(Post Exchange)で物資を購入できたこともあり、砂糖や小麦粉を日本人とは別ルートで入手できた。このため闇市発生初期には県警の取締りは強制的な命令というよりも、代表者との協議による指導や自粛要請という性格が強かった⁴¹⁾。1945年9月時点では、高価でも甘い食べ物を売り出すことのできた中国人が主要な商売人であり⁴²⁾、同月中旬には「法外な闇値で食糧品の立売が漸次集団的になって来て」(1945年9月22日付)いる状況が伝えられた。徐々に台湾人や朝鮮人も市場に見られるようになり、おのおの在留外国人団体を基盤とした商人組織が形成されたと考えられる。

2-1 「朝鮮人自由商人連合会」の結成

1945年12月28日、朝鮮人連盟を基盤とする「朝鮮人自由商人連合会」は、「国際商人間の親交・同業者間発生の諸問題の自治的解決・店舗改良衛生設備の徹底・一致団結相互扶助」(1945年12月

29 日付) を掲げたと報じられた。この商人組織結成の契機となったのは、1945 年 12 月中に行われた「特定地区制定」だと考えられる。これは同年 11 月 26 日、三宮のヤミ市に対する初めての大規模な取締りによって 284 名の「闇屋」が検挙された一件が契機であった。「ついでこの際闇を徹底的に一掃すべしとの M・P の意向もあり」(1945 年 11 月 27 日付)、適当な地区を指定して三宮のヤミ市の規模縮小を図ろうという計画である⁴³⁾。

この実施にあたり、業者代表が集まり数度の懇談会が開かれた。これを報ずる 12 月 1 日付けの記事では、県警察部長からの説明・指示を伝えており、その要点は次の 6 点であった⁴⁴⁾。①地域指定、②自治的組織、③飲食店、④直接取締、⑤暴利行為、⑥主要食糧の取締。なかでも自治的組織については、「神農会、露友会等の商いの自治的組織を運用する等参加者を組織化して取締統制にあたせるとともに自治的統制に志向させ、場代などの適切化をはかる」(1945 年 12 月 1 日付) とある。「露友会」については手がかりがないものの、露天商組織の結成を促進する県警の方針が示されたと考えてよいだろう。また、「場代などの適切化」という記述からは、三宮自由市場に「場代」があることは当然のことという認識のうえで、この「場代」が法外な金額でなければ自治的組織による統制に任せる方針であったという状況も推察される。

これを受けて 12 月 4 日には、三宮自由市場の関係代表者による協議から移転先が決定し、「元町駅周辺の支那人および台湾人の店は全部同駅以西の高架下へ移し、日本人もひとまづ同所へ割込ますが、場所が狭くなった場合は別途に日本人のみの特定地区を定めることとなる模様である」(1945 年 12 月 4 日付) と伝えられた。同日午前 4 時から、生田署が省線三ノ宮・元町駅間の街頭市場に対して 2 度目の大規模な手入れを行った結果、「路傍商人」と警官の間に衝突が生じ、5、6 名の署員が「重傷」を負うという事件が伝えられた⁴⁵⁾。これに対して、すぐに商人側の代表者が生田署へ謝罪を行ったというが、のちの回顧談においても同様の逸話がみられる⁴⁶⁾。この種の衝突事件は一度ならず繰り返され当時の警察の窮状が窺われるが、三宮自由市場における取締方針の慎重さにも少なからず影響を及ぼしていると考えられる。

続いて 12 月 7 日には、上述した 4 日の紛争を受けて、中国、台湾、朝鮮、日本の各業者代表によって今後の対策を協議、移転先が決定したと伝えられた⁴⁷⁾。これによって、「外人業者は元町映画館西の空地およびそれより以西の高架下、日本人は元町筋」(1945 年 12 月 7 日付) とすること、また、「協定値段なども設けて健全にして明朗な自由市場を建設することになった」(同前)とも報じられた。トラブルの発生を避けるため、元町駅周辺の商人をとりあえずすべて同駅以西の高架下へ移すとした 12 月 4 日報道の計画から、外国人と日本人の営業地域を分ける方針へと変わったことがわかる。12 月 8 日午後 2 時から県警察部長室で開かれた懇談会を報じる記事には「華僑総会、台湾省民会、朝鮮人連盟、神農会等の各幹部 30 数名」(1945 年 12 月 9 日付) とあり、在留外国人団体が招集されたことがわかる。

こうして 12 月上旬、一連の営業区移転と特定地区制定を果たした三宮自由市場では、12 月 28 日に朝鮮人自由商人連合会が結成された。この結成は、特定地区制定に至る過程で同業者間および対警察間で生じたさまざまな争いの解決に、自治的統制をはかる商業組

織を必要としたためと考えられる。これを報じた記事には神戸三宮劇場に集まった 200 名以上の商人という記述がみられ⁴⁸⁾、朝鮮人連盟のなかに三宮自由市場内で商売を営む朝鮮人が多かったこと、すでに彼らは組織的に結束を強めていたことが推察される。

また、結成当初から自らを「自由商人」⁴⁹⁾ と称していることも特徴的である。この時期は前述したように、「闇市」から「街頭市場」、そして「自由市場」へと呼称が変遷する途上にあった。ここで「自由商人」と自らを位置付けた動きは、後の社会全体が神戸市内の三宮のヤミ市を「自由市場」、そこで商行為を行う商人を「自由商人」とみなす流れの先駆であった。

「朝鮮人自由商人連合会」は 1946 年 12 月 28 日に結成され、さまざまな自由市場内の問題に対処し、後述する「国際マーケット」成立に大きな役割を果たした。そして、同連合会が発展的に解消し、1947 年 1 月 18 日に「神戸朝鮮人商業経済会」が新発足した⁵⁰⁾。朝鮮人商業経済会と「国際マーケット」の関係については、1973 年 3 月に着手された三宮駅東地区都市改造事業に至るまで継続するものと考えられるが⁵¹⁾、この点についてはさらなる検討が必要である。

2-2 「国際総商組合」の結成

「朝鮮人自由商人連合会」結成から約 5 ヶ月後の 1946 年 5 月 14 日、台湾省民会を基盤として「国際総商組合」が三宮自由市場を拠点に結成された。その活動綱領について『神戸新聞』は「交通の自主的整理、道路の清掃、失業者の救済、衛生医務の設備、事業の斡旋などの事業を行う」(1946 年 5 月 15 日付) と報じた。

1945 年 9 月から 12 月の三宮のヤミ市における台湾人について、『神戸新聞』は次のように描写している。「戦争中、日本兵とともに軍属船員として活躍した台湾人だが、この人達は終戦後神戸港から夥しく吐き出されて下船した。そしてなかには生活に困窮する者が続出して元町や新開地の省線ガード下で五円饅頭売りを始めている、中国人といつても五円饅頭売りには台湾人が多いのはそのため」(1945 年 11 月 6 日付)。同記事では「彼等の『言ひ分』がある、けふはその赤裸々な声を聞かう」として、五円饅頭を売る台湾人の談話が 6 件続けられている。これによると、1945 年 11 月時点では台湾に帰る船舶も不足しているうえに住宅も衣糧も戦災給与金も退職金もなく、生きる手段として饅頭を売っているという事情が訴えられており⁵²⁾、多数の在留外国人が商人として高架下に集まった要因として、戦後の解雇による生活の困窮が大きく影響したと考えられる。

国際総商組合は、既に結成された元町高架下の商人を束ねる「松明会」⁵³⁾ や、朝鮮人自由商人連合会に未加入の三宮自由市場内の商人たちを対象として結成され、組合事務所は「生田区三宮町三丁目九二(鯉川筋)」(1946 年 5 月 15 日付) に置いた。所属を希望する商人に対して国籍を問わず、このことがその名に「国際」を冠した由来と推察する。この後、国際総商組合は三宮自由市場内の取締や規制に対応し、商売を合法的に続けられるように率先して働いた。その動向については次章で扱う。

2-3 日本人による戦前・戦後の露天商組織―神農会・露友会・松明会

1945 年 9 月に高架下に現れた中国人の饅頭売りに続いて、日本人の商人群の筆頭として、戦前からの露天商組織が現れた。

この時期の「神農会」の活動状況は「復興考現学 マル協でゆく露天商人道 今では仁義抜き、伝統の〈神農会〉」(1945年10月6日付)と見出しのある記事からも窺える。「神農会」は江戸時代から存続してきた露天商組織であり、一般的に「屋(テキヤ)」の別称として用いられる。同記事によると「戦争中の神農会は統制経済のために有名無実の状態で殆ど活動は停止されていたが、戦後急激に台頭してきた自由経済運動によって戦後復興の先駆を担当し活発に動き始め」たとされる。また、兵庫県下に散在する神農会所属の商人数は戦後急増して約600人に上ったといわれる⁵⁴⁾。神戸神農露商連合会会長・大西小野次郎という人物は「適正価格の表示」や「場所の適正ははかりたい」(1945年10月6日付)と述べており、ヤミ市発生初期から、商売をする際の場所と「場代」に関しては組織が管理したことが窺える。他にも「露友会」が戦前から存続しており、復員者・引揚者による露天商人への新規参入や、疎開から帰って来たばかりで生活に窮した市民が、素人としてこれらの組織に加わった状況も推察できる。

同時に「松明会」という組織も新たに元町高架下に結成された。結成時期を特定する手がかりはないが、『神戸新聞』記事⁵⁵⁾から判断して、1946年1月から同年5月13日の間と考えられる。この組織が取りまとめた省線元町駅から宇治川筋までの高架下店舗によって、同年6月4日「松明会納税組合」が結成されたと報じられた⁵⁶⁾。これによると、組合長には市会議員で松明会顧問でもある井原清助を迎え、副組合長には神農会、松明会、朝鮮人自由商人連合会の各代表が名を連ねている。これらのことから、三宮自由市場においては民族を基本単位とした商人の組織化が行われ、その組織を基本単位として空間を配分し、各組織の相互協調が、結果的には総体としての三宮自由市場の維持・発展につながったと考えられる。

3 三宮自由市場の分散とマーケット化

3-1 1946年1月から8月1日「八・一肅正」までの三宮自由市場の動き

こうして三宮自由市場にひしめく業者たちは、前述したような取りまとめ組織を核として商いを継続した。加えて上述した1945年12月における一連の営業地域移転により一定の秩序化を果たしたとされた。

『神戸新聞』の関連記事を通覧すると、1946年1月から7月末の三宮自由市場は、行政とヤミ商人の駆け引きが漸次的にみられる時期であった。取締りの及ばない場所に次々に生じるヤミ市が、1945年12月の営業地域移転後も次第に増加し、露店や屋台店がみられた省線三ノ宮駅から元町駅間の南側舗道上にはいつの間にかバラック店舗が建設され群をなし、交通さえもままならない状況となっていた⁵⁷⁾。抜本的な解決が必要となったものの、配給事情の悪さや民族間紛争への介入の難しさから、県の対応は漸進的であった⁵⁸⁾。

1946年1月26日には米第31軍政部から兵庫県警察部に対し、出店禁止場所を設定するよう指示が下された⁵⁹⁾。同月30日には、省線高架下道路におけるヤミ市が増え、交通量が多く危険であるとして「車馬通行」を禁止する命令が下されるなど、自由市場の営業地域を定めることで秩序の回復を目指す県の姿勢がみられた⁶⁰⁾。しかし、すぐに無秩序な自由市場に戻り、同年2月8日には「日本一大繁昌」⁶¹⁾とまで伝えられた。

全国的なインフレの進行から、2月末から3月にかけて預金封鎖に次いで、3月3日「モラトリアム施行」ともいわれた新円切替といった強力な経済施策が打ち出された。4月15日には、主食販売への大規模な取締りとして376名の武装警官が出動し⁶²⁾、つづく23日には元町高架下・三宮高架下への主食・専売品販売者に対する抜打ちの取締り⁶³⁾、そして5月14日には三宮自由市場に専任警官を配置し⁶⁴⁾、翌15日には特別取締隊を出動させる⁶⁵⁾など、主食販売への取締りはいっそう厳しいものとなった。

これにともなって1946年1月から5月にかけて増加した三宮自由市場における店舗のうち、既存の組織に所属しない商人をまとめる新たな組織が結成された。それが、前章で論じた国際総商組合である。1ヵ月後の6月15日には大規模清掃を行い⁶⁶⁾、三宮自由市場の明朗化を主導した。しかしさまざまな自助努力を行っても、いまだに主食販売に代表される統制違反は続出しているとして、6月18日にはガード下の主食販売者に対して肅正が図られた⁶⁷⁾。異なる動きとしては、同月22日に三宮自由市場内に公衆便所を建設することが決定しており、これは神戸市民政局と松明会による取り組みであったという⁶⁸⁾。

7月22日には、三宮自由市場における店舗は総数1195店を数え、うち8割が常設店舗だった⁶⁹⁾。【写真1】

3-2 「国際マーケット」の形成 —「八・一肅正」の影響

1946年8月1日、内務省通達により全国主要都市のヤミ市に対して「八・一肅正」と呼ばれる厳しい一斉取締りが行われた。他府県では店舗の閉鎖、一定場所からの総立退きなどの決定が下されたが、兵庫県では「不当な弾圧を加へるやうなことは勿論なく、業者との了解」(1946年7月30日付)のもとに行われ、「業者間での自肅と当局への協力方を要望、断乎たる手段をもつて臨むのは業者の態度をみとうへである」(同前)とされた。

同時に新たな取締対象としてあげられた繊維品は、「生糸、絹製品とネル、サラシ、手拭、タオル、湯上タオル、足袋、靴下、糸、手編糸、シャツ、ズボン下、パッチ、ステテコ、サルマタ、フンドシ、ズロース、ブルーマ、腰巻、コンビネーション、スリッパ、シユミーズ、その他女性肌着類、ブラウス、肌襦袢」(1946年7月30日付)というように、ほとんど全てと言ってよいほどの繊維製品が自由販売禁止となった。これによってますます衣類が入手困難になり、



【写真1】 豊川筋ガード付近より東方、三宮方面を眺める。省線元町駅から三ノ宮駅にかけての高架「南側舗道」上のバラック店舗群 1946年頃 (Harvey B. Arndt 撮影、Gerald C. Arndt 所蔵、初出: <http://homepage3.nifty.com/EF57/haisen/ww2.htm>)

高架下の物品販売店における古着屋が増加したと考えられる。

産業の回復が不十分で衣食住に窮する戦後の統制経済下では、十分な量の衣類やゴム靴が配給ルートに乗っておらず、「田舎廻りのブローカー」（1946年8月1日付）を筆頭として、買出しのために地方から訪れる多くの人びとに三宮自由市場が必要とされたことが窺われる。このため、八・一肅正後も残存した省線高架下には古着屋が多く、同様に、以下に述べる「国際マーケット」も自由販売が許可されず希少価値の高いタイヤやゴム靴等のゴム製品を扱うことで、全国各地から大きく注目されたことが指摘できる。

雲井通6丁目の「国際マーケット」

旧葺合区雲井通6丁目に形成された国際マーケットは、朝鮮人自由商人連合会が1946年9月25日から1948年まで2年の販売許可を県警察部長から得て⁷⁰⁾、ゴム製品卸問屋街となった。1948年に許可期限が切れた後も変わらず取引が続けられて、1950年にゴム製品の統制が撤廃されるまでの2年間は統制違反の「闇市」として機能していたと考えられる⁷¹⁾。

雲井通6丁目の国際マーケットは建設時期が2期に分かれており、北側が第1期、南側が第2期であった。【写真2】

第1期は、1946年8月13日から始まる路上店舗の大規模撤去で移転が決定した450名のうち、元町駅以东の商人たちのためのマーケットとして形成された⁷²⁾。同年8月1日の八・一肅正後、神戸三宮自由市場では逆に他地域からの流入によって商人数の増加が見られたことから、交通妨害となる屋台店の一部を撤去することになった。この集団移転は朝鮮人自由商人連合会が県警と折衝を行い決まったもので、雲井通6丁目、旭通4丁目に新しく本建築店舗を建設するものとしてひとまず旭通3丁目の600坪に移転し、建設中には屋台店のまま同地で営業を続けたと思われる⁷³⁾。【図】8月13日の撤去命令によって、「車道上の占拠物件、歩道上半ば以上を占める占拠物件」（1946年8月14日付）を対象に同月20日を期限とした撤去が決まり、退去が求められた商人は三宮自由市場全体の約1200人のうち700人にも上ったとされる⁷⁴⁾。

第2期は、1946年9月18日公布29日施行「露天営業取締規則」の影響による建設である⁷⁵⁾。取締りの徹底を図り、9月24日に「露店肅正対策本部」が県庁に設置され、28日には一斉取締りが開始された。これは警官1500名、「機動部隊」230名、県下各署の取締隊員

1270名が出動という大規模なもので、違反者250名が連行されたという⁷⁶⁾。肅正2日目の翌29日には再度取締隊が出動したが、違反者が続出する状況は相変わらず改善されなかったため、9月30日限りで省線ガード下の禁止地区267軒を撤去することを決定した。また、撤去範囲も拡大して、緑地帯内235軒、南側舗道上184軒の仮設店舗に土地不法占拠を理由とした立退き命令が出された⁷⁷⁾。

10月1日には猶予期間が終了したとして「相生橋ガード下から三宮までの省線ガード下南北に通ずる道路上」（1946年10月2日付）に残存した店舗267軒が撤去された。10月5日を期日として再度撤去が行なわれた緑地帯内と南側舗道上の店舗計419軒を収容することとして第2期国際マーケット建設が決定した⁷⁸⁾。

第1期は雲井通6丁目北側半分と旭通4丁目に10月2日に開店した650軒である。この時点で第2期のために350軒を追加建設中と神戸新聞では報じられた⁷⁹⁾。両期の合計は1000軒になるが、607軒とする報道もあり⁸⁰⁾、正確な値についてはわからない。完成した店舗は、間口・奥行きともに1間半、土間床の木造平屋スレート葺であり、朝鮮人自由商人連合会が窓口となり敷地一括借上げの交渉を行ったという⁸¹⁾。【写真3】

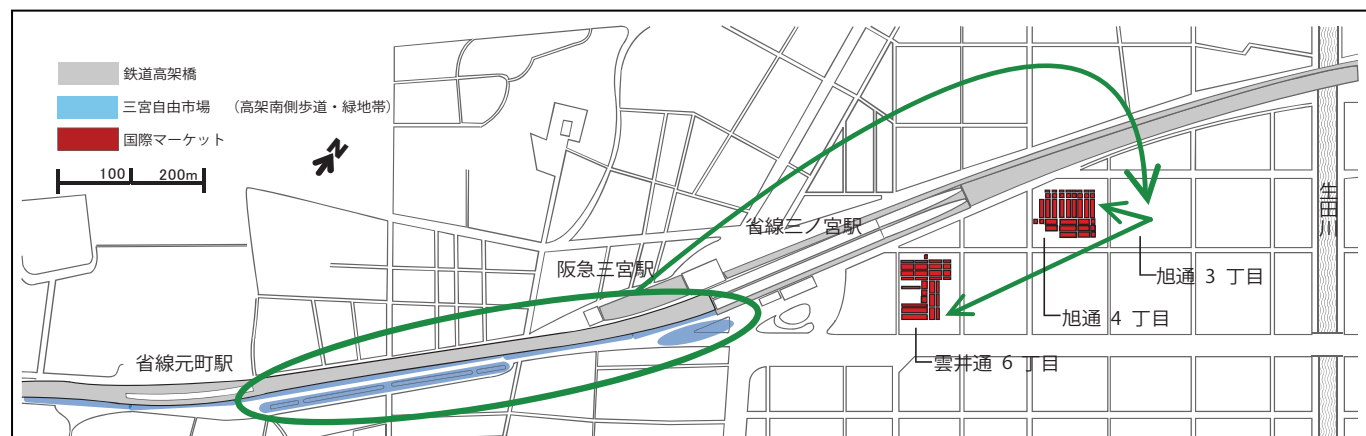
旭通4丁目の国際マーケット

1946年10月2日、第1期国際マーケットとして開店した雲井通6丁目と同時に、旭通4丁目にも国際マーケットが完成した。取り扱い品目は雲井通6丁目とは異なり、子供用玩具類や飴菓子類が主たるもので、卸問屋街として営業した。三宮自由市場からの集団移転とマーケット建設を取りまとめたのは、雲井通6丁目と同じく朝鮮人自由商人連合会とされるが、建設にあたっては「橋本組」の協力があつたといわれる⁸²⁾。これは旭通3丁目にあった組織で、のちに旭通4丁目の「ボス」と目されている⁸³⁾。

国際マーケット形成から9年後の昭和30年8月1日時点にて、旭通4丁目には次の2つの組合がみられた。「神戸国際食品組合」は「旭通四丁目三宮国際問屋街内」にあり組合員数は24名、「三宮菓子問屋組合」は「旭通四丁目国際マーケット」の店舗群であり、組合員は88名とされている⁸⁴⁾。

3-3 省線高架下における店舗形成 度重なる取締りの影響

神戸市内の被災状況は甚大であり、1945年2月4日から6月15日までの間に前後15回の空襲を受けた。特に3月17日、6月5日



【図】三宮自由市場における露店の分布範囲と国際マーケットへの移転（1946年8月）

地図は1948年米軍撮影空中写真（国土地理院USA-M18-4-59）と地形図（内務省地理調査所、1947年5月30日発行）をもとに筆者作成

および6月15日の攻撃によって一部住宅区域を除いた市街地の6割が壊滅、全焼家屋は123,578戸を数えた⁸⁵⁾。市内を東西に縦貫する省線高架橋は焼け残り、その下には戦災者がシェルターを求めて集まり、傍らには饅頭など食品の立売商人が現れた。省線三ノ宮駅から元町駅を越えて神戸駅に至るガード下・高架下は、統制経済下の闇商売にとって有利な立地であった。それらは屋根等の設備を持たない立売・床店にとって好都合であり、取締りを受けながらも長期にわたって路上店舗がみられた。ガード下から高架下へと広がった店舗群は、やがて南側路上や緑地帯内にもあふれ出て、三宮自由市場と称されるようになったのはこれまでも述べてきたとおりである。本節では、その祖とも言える省線高架下における店舗形成について述べる。

新楽街

三宮自由市場周辺において、同時期に正規の新規店舗を開いた者たちもいた。高架下の「新楽街」はその代表的な例であり、断続的な取締りによって三宮自由市場内の路上店舗が移転して別の場所で営業を続けようとする動向とは異なる性質・形態であった。

1945年11月1日に省線三ノ宮高架下において、まず5軒が開店した⁸⁶⁾。市内中心部に広がる焼け跡には資材不足も相俟って本建築が数少ないなかで、高架下に整備・造成工事を行い建設された新楽街は、路上に見られた露店街とは一線を画していた⁸⁷⁾。座って清潔な食器で食事ができるということもあり、「新神戸名所」「神戸市民のオアシス」と評された⁸⁸⁾。統制違反の白米のカレーライスが10円で提供する露天闇商人に比べると高いものの、洋食が7円から14円40銭とあり⁸⁹⁾、良心的な営業が窺われる。

新楽街でもまた、開店当初から自治的な営業組織をつくらうという動きがあり、まもなく結成されたものとみられる⁹⁰⁾。組織化によって永続的な商店街を確立しようという志向が推察される。これは前述した商人の組織化とも共通する動向だが、異なる点は、予め組織があるのか、できた店舗群に組織が生まれるのか、という順序のみとも考えられる。

『京阪神復興名鑑』には、「新楽街（三宮省線高架下）」として、店舗名、営業種目、代表者名が記されている⁹¹⁾。これによると、全44軒中、カフェー、スタンド、喫茶、和・洋・中料理屋、食堂などの飲食店が35軒、約8割を占めている。飲食店以外の業種としては、日用雑貨・土産物といった物品販売業、氷屋、憧球場、理容院、

写真屋がある。「カフェー」とはキャバレー、バー等の業態を指しており、飲食店主体の商店街という性格は完成まもない時期からみられた⁹²⁾。1946年12月までに店舗は増加したが、その性格は変わらなかったと推察される。

その後、1947年6月以降の「六・一旋風」に代表される飲食店への規制⁹³⁾によって営業が困難になるが、これも行政による法令制定に基づく取締りと、営業者たちによる取りまとめ組織との折衝を経て、1949年9月時点まで存続したとみられる⁹⁴⁾。

新楽街以外的高架下店舗

上述した新楽街とは別の集団として、高架下やガード下の路上店舗群があった。そもそも世間一般に三宮自由市場という認識が生まれる以前、1945年9月中旬から省線ガード下に立売商人がいると報じられたように、神戸のヤミ市は高架下、ガード下の暗がりをついて始まった。これらの店舗群が取締りを受けてもすぐに元の場所で営業をしていたことは『神戸新聞』でも報じられている⁹⁵⁾。1946年8月の「八・一肅正」に続く路上店舗の大規模撤去後も残存した店舗に対して、9月の露店営業取締規則に基づき、10月1日には省線ガード下の路上店舗267軒が撤去された⁹⁶⁾。10月2日には旧葺合区雲井通6丁目・旭通4丁目に国際マーケットが開店しているが、依然としてガード下や路上の禁止地区に残って営業する店舗に対しては、ついに代執行が行われた⁹⁷⁾。ただし、同月14日にはガード下に「闇市」が復活したと報じられ⁹⁸⁾、いまだ抜本的な解決に至っていない状況が窺える。同時に路上中央で営業する店舗もあったらしく、翌11月なかばには撤去するものとされている⁹⁹⁾。

10月19日には高架下の店舗建設が始まり、雑然とした屋台店から高架下歩道に連続型店舗へと姿を変える様子が写真とともに伝えられた¹⁰⁰⁾。【写真4】これは脱ヤミ市の動向ともいえるもので、取締りによって三宮自由市場から集団移転し、新規にマーケット化を果たした者たちへの羨望や焦燥といった、集団間の競合意識のあらわれとも考えられよう。

3-4 三宮高架下、国際マーケット以外の地域におけるマーケット化

高架下、国際マーケット以外の地域においても、三宮自由市場から派生したマーケット化に関する報道がある。1946年9月以降形成された松明会による元町高架下の「松明会マーケット」¹⁰¹⁾、中山組による「花隈商店街」¹⁰²⁾がそれである。

「松明会マーケット」は、元町3丁目、6丁目に選抜した商人100



【写真2】空中写真（1948年米軍撮影）にみる国際マーケット（国土地理院USA-M18-4-59をもとに筆者作成）



【写真3】竣工直後の三宮国際マーケット（出典：『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』）

人を収容するマーケットの建設計画で、9月14日着工段階とされた。この時点で元町高架下には松明会所属の約800人の商人がいてと報じられている¹⁰³⁾。8月19日の路上店舗撤去時には、元町駅以西の松明会所属業者140名が、花隈本庄焼跡に80軒、旧松明会事務所前に60軒、すでに18日より移転を始めたとして、同地域における松明会の勢力が窺われる¹⁰⁴⁾。

また、「花隈商店街」は旧生田区花隈町に、建坪8坪、家賃2万5千円の2階建建築店舗の商店街を建設するというもので、1946年12月中完成として申し込みを受け付けた¹⁰⁵⁾。

「南京市場」は、「戦前約半数を中華人が占め神戸で唯一の国際市場」(1946年9月14日付)として繁栄したという。戦後多くの華商が店を構えた元町1丁目南京町の店舗はそのままに、集客のよい三宮自由市場に出店したもので、同時に再興のため約200軒のバラックを南京町に建設中と伝えられた¹⁰⁶⁾。

3-5 「国際商店街」の形成 — 「三宮自由市場」の分散完了

1945年12月の営業区域移転から商人組織による秩序化を経て、1946年年明けには取締りもひと段落した。同年1月28日、「台湾省神戸青年隊」から発表された談話によると、彼らは取りまとめた台湾商人に自重を促し、明るい自由市場の成立を目指していたという¹⁰⁷⁾。そして露店の営業は衛生上問題があるとしてバラック店舗の建設を推奨した結果、徐々に自由市場が秩序化されていると伝えられた¹⁰⁸⁾。この台湾省青年隊については、3年後の1949年の関係者談話のなかで、「困った存在」として回顧されており¹⁰⁹⁾、600から700名という隊員数¹¹⁰⁾をみても相当の力をもった組織であったと察せられる。

また、1月26日には米第31軍政本部から、交通障害となる三宮駅周辺の露店を撤去・禁止するよう指導があった¹¹¹⁾。しかしこの内容は主に街角や駅構内の出店を禁止するもので、南側舗道中央を縦断する露店群については言及していない。元は緑地帯であったはずの道路中央を塞いでいる露店が、何故か糾弾されないままバラックへと成長を遂げたのはこのためかもしれない。

このバラックは『神戸新聞』紙上でも後に、「緑地帯のお家」(1946年11月21日付)として取り上げられる。その時期はかなり遅れて1946年10月以降、全国的な取締りの影響を受けて県・市が漸固とした姿勢の取締りを始めてからである。この記事からは、三宮自由市場内の緑地帯を占拠しバラックの店舗兼住宅を建てた商人たちが、



【写真4】 三宮高架下舗道に建設中の連続型店舗 (出典：『神戸新聞』1946年10月19日)

路上撤去の終了した1946年11月にも残留しており、いまだ交渉中という状況が窺える。1946年11月21日には、12月15日までの営業期間延期の許可を得て移転先はいずれ市が斡旋するとして、緑地帯不法占拠問題は一応解決したものとされた¹¹²⁾。この時点では「解決」と言いながらも、翌年1947年2月15日にはいまだ「三宮自由市場」として緑地帯に建つバラックがみられており¹¹³⁾、簡単には解決しない不法占拠と移転問題が窺える。

1946年末から1947年にかけて緑地帯に残っていた店舗群は国際総商組合に所属する商人であり¹¹⁴⁾、2月15日時点でようやく半数の取り壊しが終わり、月末には元の緑地帯が回復される予定であった。三宮自由市場は、最多時には1500店舗を数えたとされるが¹¹⁵⁾、1947年2月にはすでに国際総商組合以外の組織に所属する店舗は移転を遂げて「マーケット」や「市場」に姿を変えていた。前述したように、そのなかには国際マーケットや元町高架下の松明会マーケットが含まれる。

時期は前後するが、国際マーケットの成立を目前に三宮自由市場の今後の計画に触れた記事がある¹¹⁶⁾。同記事は1946年9月14日に国際総商組合が主体となった「国際市場」の建設計画を伝えているが、実現したか否か、どのような形態であったのかという点は不明である。しかし、1947年3月27日には「国際商店街」なるものがそごう前の「国際道路」(現・フラワーロード)に成立し、連合会が発足したとの報道がある¹¹⁷⁾。これらについては、今後の解明を期したい。

結

ヤミ市は、戦災復興期の日本における生活再建と都市復興の胎動の集約現象のひとつである。そのヤミ市から「マーケット」や商店街が派生していく過程は、行政、警察、進駐軍といった公的権力と、戦後日本社会の特殊事情を背景にもつ民間諸集団との間に生じたポリティクスの、都市を舞台にした空間的表象にほかならない。本稿ではこの問題を、新興の繁華街からやがて神戸市の中心市街地へと発展することになる三宮を事例に検討した。

方法としては、『神戸新聞』の1945年8月15日から1947年6月30日までの全紙面を通覧して三宮のヤミ市関連報道を抽出し、その内容の分析と検討を通して、ヤミ市の発生と変容を地域ごとに時系列で整理した。その結果明らかになったことは、以下のとおりである。

第1章：省線三ノ宮～元町高架下において終戦後まもなく生じたヤミ市が拡大し続け三宮自由市場を形成するに至る社会背景には次のことがある。

①1945年8月から12月は全国的に食糧危機が深刻化し、統制違反の摘発も機能しなかった。

②交通至便な三宮の駅前周辺は他地域からの商人や買出し客で賑わった。高架下の立売商人から「闇市」の形成が始まり、1945年11月には規模・形態ともに拡大し、南側舗道へと屋台店舗が広がった。

③この三宮のヤミ市は1945年9月には「闇市」と漢字表記されたが、同年12月になると「街頭市場」「自由市場」という呼称が登場し、やがて「自由市場」が定着した。こうした呼称変遷の背景には、ヤミ市に対するイメージ転換の意図が窺える。

第2章：拡大する三宮自由市場に対応して、段階的かつ継続的に公権力による取締りと民間商人による組織化が行われた。本章では同時進行的な両者の動向を追った。兵庫県による段階的な取締りは抜本的な効果を成さず、1945年末から民族を基本単位とした商人の組織化が行われた。その代表的なものは、朝鮮人連盟を基盤とする朝鮮人自由商人連合会、台湾省民会を基盤とする国際総商組合がある。加えて、日本の伝統的露天商集団を背景とする神農会・露友会、新たに結成された松明会がある。

①朝鮮人自由商人連合会結成の契機は、1945年12月中に行われた特定地区制定である。この過程におけるさまざまな争いの解決に際し、自治的統制をはかる商業組織の必要性が生じた。

②国際総商組合は1946年5月、三宮自由市場における組織未加入の商人を対象として結成された。所属商人に国籍を問わず、行政の取締・規制に対応して合法的な商売継続を目指した。

③戦前からの神農会・露友会、新たに加わった松明会は、1945年10月すでに露天商人組織としてみられた。これらは露天商人への新規参入を統括した。各組織の相互協調がはかられた結果、総体としての三宮自由市場の維持・発展に繋がった。

第3章：1945年12月の営業地域移転後も拡大を続ける三宮自由市場に対し、1946年1月以降、段階的な行政の取締りが行われた。同年8月以降、路上店舗群は分散して集団移転を行い、商人組織を単位とした複数のマーケットが生じた。

①1946年7月には三宮自由市場の8割が常設店舗へと変わり、不法占拠が深刻化した。同年8月から9月にかけて、交通妨害の解消、治安回復、土地不法占拠の一挙解決に向けて、県警による路上店舗の大規模撤去が行われた。これに伴い、各地への集団移転が生じた。

②1946年8月、朝鮮人自由商人連合会は県警との折衝を行い、旧葺合区雲井通6丁目、旭通4丁目には国際マーケット建設が決定した。同年10月2日には第1期として開店したが、第2期として同年9月以降に撤去された商人たちも収容した。2期にわたる国際マーケットの成立経緯には、商人組織である朝鮮人自由商人連合会によるイニシアチブが存在した。

③省線三ノ宮ガード下・高架下に始まるヤミ市は、南側舗道・緑地帯のバラック店舗群を含めた三宮自由市場へと拡大した。このうち高架下には2つの動きがみられた。1945年11月1日には三ノ宮高架下に正規の飲食店主体の商店街として新楽街が形成された。一方、1946年8月から9月の大規模撤去後に残存した高架下の商人たちにより、10月19日には連鎖店舗建設が始まった。

④高架下、国際マーケット以外の地域における、三宮自由市場から派生したマーケット化には以下の3例がみられた。松明会マーケットは松明会による元町3丁目、6丁目の建設計画で、1946年9月14日着工段階であった。花隈商店街は中山組による旧生田区花隈町の建設計画で、同年12月中完成であった。また南京市場は元町1丁目南京町における約200軒の復興計画として、同年9月建設中であった。

⑤1946年10月、路上の大規模撤去後も緑地帯を占拠する店舗群は、同年末から1947年にかけても残存した。この路上店舗群は国際総商組合に所属する商人で、1947年2月末には移転し、元の緑地帯が回復される予定とされた。

復興計画は、国・県・市といった段階的な審議を要したためなかなか捗らず、市街地の大規模な焼失によって生活に窮した市民は自己裁量によってバラック住宅を建てる動きを見せ、ある時期までは行政からも推奨された。戦前からの土地に改めて居を構えた者もいれば、戦後所有者不明となった土地に無許可でバラックを建てた者もいた。おのおのが周囲との関係を考慮せずに建てた住宅・店舗群の大半は、のちに行政による復興計画に伴う都市計画事業の遂行を妨害する存在となり、立退き、換地等の補償問題を経て撤去されている。上述した個人単位の建設と行政による都市計画の中間的な段階を担うものとして、多くの商人を取りまとめた組合・連合会等の組織が機能したことが指摘できる。

また、国際マーケットの成立後の変遷に関しては、雲井通6丁目と旭通4丁目とに分けた認識や、取引先の地域や周辺地域との関連とあわせて認識するべきであることを指摘しておきたい。雲井通6丁目はマーケット形成時から2年間の販売許可期限が切れ、ゴム製品の統制が撤廃されたのちも、ゴム製品卸問屋街として機能し続けたことがわかっている。表層としては継続的な営業がみられながらも内面が変質してゆくプロセスについて、今後より詳細かつ多角的な調査・検討の必要性が感じられた。

本稿では代表的なマーケット化の事例として国際マーケット・高架下を扱ったが、同時期、近接する地域においてさまざまなマーケット形成がみられており、今回言及していない他の動向に関してはさらなる検討のうえ稿を改めるものとする。

謝辞

【写真1】の掲載にあたり、インターネットサイト"Good Old Rail"主宰者の佐々木時男氏、ならびに原版所有者のGerald C. Arndt氏には格別のご支援をいただいた。また、本論文の作成にあたり、神戸大学大学院人間発達環境学研究科准教授・澤宗則氏には有益な教示とご助言を賜った。記して謝意を表します。

Photo 1 has been provided by Mr. Gerald C. Arndt and Mr. Tokio Sasaki. We are grateful to the both of them for their assistance and courtesy.

注

- 1) 神戸市都市計画局『都市計画事業のあゆみ』1982年、pp.131-133。同事業における拡幅整備は1979年3月に完了しており、中央幹線(延長340m)は幅員14mから36mに変更された。三宮町1・2丁目の再開発と合わせて大きな課題であり、1955年から1978年度において総事業費294億円を要した。
- 2) 神戸市都市計画局(編)『都市計画事業のあゆみ』1982年。三宮センター街連合会『三宮センター街三十年史』三宮センター街連合会、1978年。加えて、再開発前の三宮町に在住した複数の方々へのインタビュー調査による。
- 3) 松平誠・星野朗「池袋『ヤミ市』の実態—第二次世界大戦後の戦災復興マーケット」『立教大学社会学部研究紀要応用社会学研究』第25集、1984年)、松平誠『ヤミ市』ドメス出版、1985年。松平誠『ヤミ市 幻のガイドブック』筑摩書房、1995年
- 4) 石丸紀興『広島駅前ヤミ市の変遷とその特徴』(『広島市公文書館紀要』第18号、1995年3月1日)
- 5) 大阪・焼跡闇市を記録する会『大阪・焼跡闇市』夏の書房、1975年。野坂昭如『一九四五・夏・神戸』中央公論社、1976年

- 6) 『大阪毎日新聞』に関しては、1945 年 8 月から 1947 年 6 月まで『神戸新聞』と同時期を通覧した。
- 7) 新修神戸市史編集委員会編集『新修神戸市史 歴史編 4 近代・現代』神戸市、1989 年、pp. 909-912
- 8) 国土変遷アーカイブ (国土地理院) <http://archive.gsi.go.jp/airphoto/>
- 9) 『神戸市全産業住宅案内図帳・生田区』神戸地学協会、1956。同前、1959。同前、1961 年。神戸地学協会『神戸市全産業住宅案内図帳・葺合区』神戸地学協会、1956 年および同地図、1964 年の分析によって、写真からは読み取れない当該地域の店舗情報 (営業品目、店名等) を参考とした。
- 10) 注 7 に同じ
- 11) 新修神戸市史編集委員会編集『新修神戸市史 歴史編 4 近代・現代』神戸市、1989 年、pp. 909-912。兵庫ゴム工業協同組合・兵庫ゴム工業会『兵庫ゴム工業史』兵庫県ゴム工業協同組合、1978 年
- 12) 注 7 に同じ
- 13) 注 7 に同じ
- 14) 『神戸新聞』1945 年 10 月 29 日付、以下日付のみの記述は『神戸新聞』の記事を指す。
- 15) 「座談会：国際自由市場今昔語る」『兵庫春秋』第 1 巻 第 5 号 (1949 年 9 月) pp. 2-7
- 16) 1945 年 9 月 22 日付
- 17) 注 14 に同じ
- 18) 1945 年 9 月 17 日付
- 19) 注 18 に同じ
- 20) 注 18 に同じ
- 21) 神戸経済大学経済地理研究室「神戸の青空市場」『国民地理』(第 1 巻第 7 号 (1946 年 9 月) pp. 14-17
- 22) 石丸紀興『広島駅前ヤミ市の変遷とその特徴』『広島市公文書館紀要』第 18 号 (1995 年 3 月 1 日)。松平誠『ヤミ市 幻のガイドブック』(1995 年、ちくま新書)。『神戸新聞』、『大阪毎日新聞』にも神戸の闇市の先駆性について言及がみられる。
- 23) 1945 年 11 月 27 日付
- 24) 1945 年 11 月 2 日付
- 25) 1945 年 10 月 6 日付より、「歓楽商店街」工事に取り掛かっている趣旨。
- 26) 1945 年 11 月 3 日付より、新開地ではバラック建設へ収束状況。
- 27) 注 23 に同じ
- 28) 戦後『神戸新聞』では車両不足と市民数増加によって「交通地獄」の観を呈していることが、しばしば言及されている。
- 29) 注 14 に同じ
- 30) 注 18 に同じ
- 31) 1945 年 12 月 1 日付
- 32) 1945 年 12 月 5 日付、7 日付、9 日付、15 日付 19 日付、31 日付
- 33) 1945 年 12 月 1 日付、4 日付、7 日付、29 日付、31 日付
- 34) 注 15 に同じ。なお「ヤミ」という表記について補足する。1946 年 12 月までの神戸新聞紙上では「ヤミ市」という表記はなく、統制違反についても「闇」「闇市」とされており、初めて片仮名で表記されたのは 1946 年 12 月とみられる。
- 35) 表 1 参照
- 36) 1946 年 1 月 17 日から 1947 年 3 月 31 日まで、継続的に「自由市場」という表記がみられる。
- 37) 注 18 に同じ
- 38) 1945 年 11 月 6 日付
- 39) 1945 年 12 月 1 日付、5 日付
- 40) 1945 年 10 月 6 日付、26 日付
- 41) 注 16 に同じ
- 42) 1945 年 9 月 17 日付、22 日付
- 43) 1945 年 12 月 1 日付、4 日付
- 44) 注 31 に同じ
- 45) 1945 年 12 月 5 日付
- 46) 注 15 に同じ
- 47) 1945 年 12 月 7 日付
- 48) 1945 年 12 月 29 日付
- 49) 注 48 に同じ
- 50) 1947 年 1 月 19 日付
- 51) 粉川大義『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合、1990 年、pp. 55-56。葺合区役所『葺合区のあゆみ』神戸市中央区役所、1982 年、pp. 106-107。神戸市都市計画局『都市計画事業のあゆみ』1982 年、pp. 120-123
- 52) 注 38 に同じ
- 53) 2-3「日本人による戦前・戦後の露天商組織」参照
- 54) 注 25 に同じ
- 55) 1945 年 12 月 29 日付、1946 年 5 月 14 日付
- 56) 1946 年 6 月 6 日付
- 57) 1946 年 5 月 13 日付、6 月 7 日付、7 月 22 日付、8 月 1 日付、神戸市都市計画局『都市計画事業のあゆみ』1982 年、p. 121, p. 154
- 58) 1945 年 10 月 29 日付、1946 年 1 月 28 日付、3 月 10 日付、5 月 23 日付
- 59) 1946 年 1 月 26 日付
- 60) 1946 年 1 月 30 日付
- 61) 1946 年 2 月 8 日付
- 62) 1946 年 4 月 16 日付
- 63) 1946 年 4 月 24 日付
- 64) 1946 年 5 月 14 日付
- 65) 1946 年 5 月 16 日付
- 66) 1946 年 6 月 16 日付
- 67) 1946 年 6 月 20 日付
- 68) 1946 年 6 月 22 日付
- 69) 1946 年 7 月 22 日付
- 70) 粉川大義『新時代への飛翔 サンシティ竣工記念誌』雲井通六丁目地区市街地再開発組合、1990 年
- 71) 同前。兵庫ゴム工業協同組合・兵庫ゴム工業会『兵庫ゴム工業史』兵庫県ゴム工業協同組合、1978 年
- 72) 1946 年 8 月 20 日付
- 73) 1946 年 8 月 21 日付
- 74) 1946 年 8 月 14 日付
- 75) 1946 年 9 月 29 日付
- 76) 1946 年 9 月 29 日付
- 77) 1946 年 10 月 1 日付
- 78) 1946 年 10 月 1 日付、2 日付
- 79) 1946 年 10 月 2 日付
- 80) 注 70 に同じ
- 81) 注 70 に同じ
- 82) 注 73 に同じ
- 83) 注 70 に同じ
- 84) 太田敞三『戦災復興十年記念 葺合懐古三千年史』葺合戦災復興十年記念史頒布の会、1955 年
- 85) 葺合区役所『葺合区のあゆみ』神戸市中央区役所、1982 年、pp. 106-107
- 86) 注 24 に同じ
- 87) 注 24 に同じ
- 88) 注 24 に同じ
- 89) 注 24 に同じ
- 90) 1945 年 11 月 2 日付、1946 年 1 月 1 日付広告
- 91) 『京阪神復興名鑑 毎日新聞社資料部編』毎日新聞社、1946 年、pp. 116-117
- 92) 1946 年 1 月 1 日付
- 93) 1947 年 6 月 1 日に始まる全国一斉の、外食券食堂・旅館・喫茶店以外の飲食店に対する営業禁止令。「六・一休業」「飲食営業緊急措置令」ともいう。
- 94) 注 15 に同じ

- 95) 1945年10月29日付、11月27日付、1946年1月26日付、2月8日付、
6月20日付
- 96) 注79に同じ
- 97) 注79に同じ
- 98) 1946年10月14日付
- 99) 注98に同じ
- 100) 1946年10月19日付
- 101) 1946年9月14日付
- 102) 1946年11月26日付広告
- 103) 注101に同じ
- 104) 注72に同じ
- 105) 注102に同じ
- 106) 注101に同じ
- 107) 1946年1月28日付
- 108) 注107に同じ
- 109) 注15に同じ
- 110) 注107に同じ
- 111) 注59に同じ
- 112) 1946年11月21日付
- 113) 1947年2月15日付
- 114) 注112に同じ
- 115) 注113に同じ
- 116) 注101に同じ
- 117) 1947年3月29日付